

---

# 十和田市の教育支援 Q & A 集

(R 7 . 2)

---

～保護者・指導者の皆様へ～



十和田市教育委員会  
十和田市教育支援委員会

# はじめに

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

その特別支援教育を充実させるため、十和田市では、心身に障がいのある幼児児童生徒への教育支援の充実を図るため、「十和田市教育支援委員会」（以下、「教育支援委員会」）を設置しています。「教育支援委員会」は、十和田市教育委員会の諮問に応じ、心身に障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類、程度について、専門的立場から調査及び審議を行い、適切な就学及び一貫した支援が行われるように教育委員会に具申します。

このたびは、十和田市の教育支援について正しい知識をもって、子供の就学先を検討したり、相談をしたりしていただきたく、Q&A集にまとめました。参考にしてくださるようお願いいたします。

なお、本内容については、令和6年12月の情報です。最新の情報については、十和田市教育委員会指導課 教育支援担当（TEL58-0183）までお問い合わせください。

## 目次

### 1 Q&A

- Q 1 障がいのある児童生徒に対し、どのような学びの場があるのですか？…………… 3
- Q 2 「通常の学級（通級による指導）」 「特別支援学級」 「特別支援学校」における指導上の共通点は何ですか？…………… 3
- Q 3 特別支援学校と特別支援学級はどう違うのですか？…………… 3
- Q 4 特別支援学級には、いろいろな種類があると聞きましたが、どんな種類がありますか？… 4
- Q 5 特別支援学校にも、いろいろな種類があると聞きましたが、どんな種類がありますか？… 4
- Q 6 知的障がいと自閉症・情緒障がいなど、複数の障がいのある子供の就学はどのように考えればよいのでしょうか？…………… 4
- Q 7 「通級による指導」では、どんな子供が対象となるのでしょうか？…………… 4
- Q 8 「通級による指導」では、どんな指導が行われるのでしょうか？また、教科の補充等をしてくれるのでしょうか？…………… 5
- Q 9 「通級による指導」を、自分の学校で受けることはできるのでしょうか？…………… 5
- Q 10 「通級による指導」で「他校通級」を行う場合、送迎は誰が行うのでしょうか？…………… 5
- Q 11 「通級による指導」について、「巡回指導」のメリット・デメリットを教えてください。… 6

- Q 1 2 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導について、本人や保護者が希望すればその  
ような判定が出ますか？…………… 6
- Q 1 3 「特別支援学級」や「特別支援学校」に在籍しながら、「通級による指導」を受けることは  
できますか？…………… 6
- Q 1 4 「特別支援学級」は、市内すべての学校に開設されていますか？…………… 7
- Q 1 5 「特別支援学級」における学びのカリキュラムは、学校によって異なりますか？…………… 7
- Q 1 6 「特別支援学級」も「特別支援学校」も子供の実態に応じた学びのカリキュラムを編成する  
のであれば、どちらに就学しても同じということですか？…………… 7
- Q 1 7 教育支援委員会で特別支援学級判定が出たのに、保護者としてそれを受け入れることが  
できない場合、子供の在籍はどのようになるのでしょうか？…………… 7
- Q 1 8 就学先を変更するまで、どれくらいの期間がかかるのでしょうか？…………… 8
- Q 1 9 十和田市の場合、教育支援委員会による判定は1年間（翌年度まで）の効力があると聞き  
ましたが、詳しく教えてください。…………… 8
- Q 2 0 小学校6年生で「特別支援学級」在籍の場合、再度教育支援の検査を受けなければなら  
ないのはどうしてですか？…………… 9
- Q 2 1 教育支援委員会の総合診断で「通常の学級」という判定が出ることはありますか？…… 9
- Q 2 2 教育支援の検査を受けると何か不利になるのでしょうか？…………… 9
- Q 2 3 病院に行ったら、医師にA D H D（注意欠如多動症）、A S D（自閉スペクトラム症）と  
言われました。特別支援学級に入級させた方がよいのでしょうか？…………… 9
- Q 2 4 子供が定期的に関係機関での支援を受けています。教育支援委員会の検査を受けた方が  
よいのでしょうか？…………… 9
- Q 2 5 子供が不登校です。特別支援学級に入級させた方がよいのでしょうか？…………… 9
- Q 2 6 様々な外部機関に相談したところ、一方からは「教育支援の検査を受けた方がよい」と  
言われ、他方からは「教育支援の検査を受ける必要はない」と言われました。どうすれば  
よいのでしょうか？…………… 1 0
- Q 2 7 教育支援の検査を受けた方がよいかどうか保護者が悩んでいます。とりあえず教育支援  
委員会の総合診断を依頼してもよいのでしょうか？…………… 1 0
- Q 2 8 教育支援委員会の総合診断を依頼するに当たり、気を付けた方がよいことがあれば教えて  
ください。…………… 1 0
- Q 2 9 学校見学をしたいのですが、どうすればよいのでしょうか？…………… 1 1
- Q 3 0 子供のことについて相談したいのですが、どのような相談機関がありますか？…………… 1 1

## 2 参考

- 通常の学級・特別支援学級・特別支援学校の違い等（令和6年12月）…………… 1 2

## 1 Q&A

Q 1 障がいのある児童生徒に対し、どのような学びの場があるのですか？

次の4つの学びの場があります。

- ① 通常の学級
- ② 通常の学級（通級による指導）
- ③ 特別支援学級
- ④ 特別支援学校



Q 2 「通常の学級（通級による指導）」 「特別支援学級」 「特別支援学校」における指導上の共通点は何ですか？

「自立活動」という指導が行われるということです。

自立活動とは、子供たち個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

- 例）・気持ちをコントロールすることが苦手な子供の場合  
→情緒の安定のための取組を行ったり、場所・場面の状況等を理解して、適切な対応ができるようになることなどを学習します。
- ・人との関わりを苦手としている子供の場合  
→他者の意図や感情を理解したり、場に応じた適切な行動を取れるようになることなどを学習します。
- ・身体を思うように動かすことが難しい子供の場合  
→必要な補助具を活用したり、歩行や歩行器、車いすを使った移動の練習、手の使い方などを学習します。



障がいがあるから、「通常の学級（通級による指導）」 「特別支援学級」 「特別支援学校」で学ばなければならないわけではありません。  
子供にとって、自立活動の指導が必要かどうかという視点が大切です。

Q 3 特別支援学校と特別支援学級はどう違うのですか？

特別支援学校と特別支援学級の違いは、対象としている子供の障がいの種別や程度が異なるという点です。（P 1 2 参照）

就学する学校等の判断に当たっては、本人の障がいの程度、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、その他の事情を総合的に考慮し、決定します。

Q4 特別支援学級には、いろいろな種類があると聞きましたが、どんな種類がありますか？

次のように7種類あります。

- ① 弱視特別支援学級
- ② 難聴特別支援学級
- ③ 知的障がい特別支援学級
- ④ 肢体不自由特別支援学級
- ⑤ 病弱・身体虚弱特別支援学級
- ⑥ 言語障がい特別支援学級
- ⑦ 自閉症・情緒障がい特別支援学級

障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある子供一人一人に応じた教育を行います。  
※県内で「⑥ 言語障がい特別支援学級」は開設されていません。

※ 「⑤病弱・身体虚弱特別支援学級」とは、三本木小学校と三本木中学校に開設されており、十和田市立中央病院の「院内学級」とも言います。

十和田市立中央病院に入院している市内小・中学校在籍児童生徒が、治療しながら学校教育を受けられるようにするために設けられた学級です。

2週間以上の入院の場合、各種手続きを経て入級となります。その際、在籍は三本木小学校または三本木中学校となります。そのため、通常行っている教育支援の検査や教育支援委員会による審議を行いません。

ちなみに、2週間未満の入院の場合は、各種手続きを経て通級生となります。通級生の場合、児童生徒の在籍は変わらず、出席数を在籍校のものに加えます。

Q5 特別支援学校にも、いろいろな種類があると聞きましたが、どんな種類がありますか？

次の5種類があります。

- ① 視覚障がい特別支援学校
- ② 聴覚障がい特別支援学校
- ③ 知的障がい特別支援学校
- ④ 病弱・身体虚弱特別支援学校
- ⑤ 肢体不自由特別支援学校

障がいのある子供一人一人に応じて専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

ちなみに、①②以外の学校を「養護学校」としていました。しかし、平成19年以降、学校教育法の改正により法律上の区分は「特別支援学校」となりました。

※青森県の場合、名称を「〇〇養護学校」としている特別支援学校が多くあります。

Q6 知的障がいと自閉症・情緒障がいなど、複数の障がいのある子供の就学はどのように考えればよいのでしょうか？

例えば、知的障がいだけでなく自閉症や情緒障がいもある子供がいます。その場合は、どちらが主の障がいであるかについて、慎重に審議する必要があります。所持している手帳や医師の診断、発達検査の結果等を基に教育支援委員会が判定します。

Q7 「通級による指導」では、どんな子供が対象となるのでしょうか？

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子供が対象となります。

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態に応じた特別な指導を通級指導教室で行います。

Q 8 「通級による指導」では、どんな指導が行われるのでしょうか？また、教科の補充等をしてもらえるのでしょうか？

「通級による指導」では、「障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服」を目的としています。つまり自立活動の指導が行われます。（「Q 2」参照）

例えば、次のような指導が考えられます。

- ・発音指導
- ・ソーシャルスキル（人との関わりや言葉遣い等）トレーニング
- ・注意集中を高めるための指導
- ・体全体を使った運動や手指を使った細かい動作に関する指導
- ・聞く、話す、読む、書くに関する指導 等

教科の補充を目的として行うものではありません。

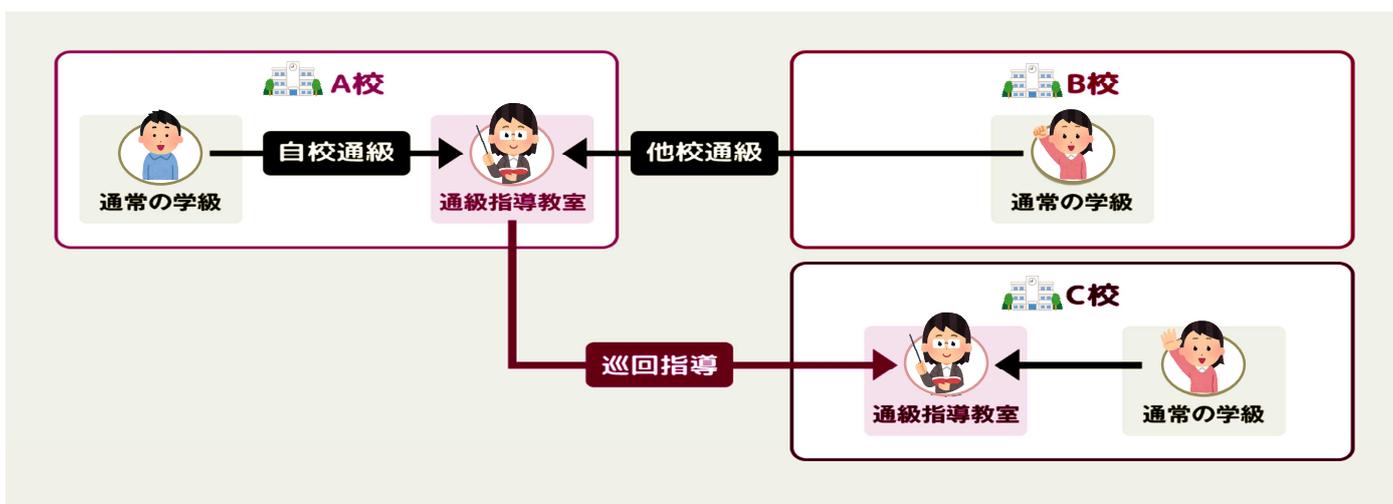
Q 9 「通級による指導」はどこで受けることができるのでしょうか？

十和田市の通級指導教室設置校は、三本木小学校と三本木中学校です。指導の形態は次のとおりです。

自校通級 <small>（三本木小、三本木中児童生徒）</small>	他校通級 <small>（三本木小、三本木中児童生徒以外）</small>	巡回指導 <small>（三本木小、三本木中児童生徒以外）</small>
児童生徒が在籍する学校に通級指導教室が設置されており、その教室に通って指導を受ける形態	児童生徒が在籍している学校に通級指導教室が設置されておらず、他の学校に設置されている通級指導教室に、週に何単位時間か定期的に通級して指導を受ける形態	通級による指導の担当教員が、該当する児童生徒のいる学校に赴いて、巡回して指導を行う形態

三本木小学校と三本木中学校在籍児童生徒の場合は、自分の学校で「通級による指導」を受ける（自校通級）こととなります。

それ以外の児童生徒の場合は、通級指導設置校に行き受ける（他校通級）か、自校で受ける（巡回指導）こととなります。



Q 10 「通級による指導」で「他校通級」を行う場合、送迎は誰が行うのでしょうか？

原則、保護者が行います。

Q11 「通級による指導」について、「巡回指導」のメリット・デメリットを教えてください。

「巡回指導」とは「移動式の通級指導教室」とお考えください。  
 主なメリット・デメリットは次の通りです。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校間の移動に際し、保護者などの送迎が不要であるため、特に保護者の負担が軽減される。 など</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来通級指導教室で使用している教材等を巡回先の学校へ持ち運ぶことが難しい場合がある。</li> <li>・通級指導教室では、個別指導と少人数指導をうまく取り入れた指導を行うことがあるが、巡回指導の場合、少人数指導が困難となる。</li> <li>・通級指導教室担当者と保護者が直接話をする機会を十分に確保するのが難しい。 など</li> </ul>

以上をふまえ、可能な範囲での対応となることへの御理解をお願いいたします。

Q12 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導について、本人や保護者が希望すればどのような判定が出ますか？

本人や保護者の希望どおりに判定が出るとは限りません。

本人及び保護者の意見を最大限に尊重しながら、教育学、医学、心理学等、専門的知識を有する専門家の意見を聴取した上で、教育支援委員会において、障がいの程度に基づき、総合的に判断します。

教育支援委員会による判定結果を基に、子供の将来にとってどの選択が最も望ましいのかを、最終的に保護者に判断してもらいます。

Q13 「特別支援学級」や「特別支援学校」に在籍しながら、「通級による指導」を受けることはできますか？

それはできません。

→子供の在籍は、次の4つのいずれかになります。

	小・中学校での子供の在籍	自立活動
①	通常の学級	無
②	通常の学級 (通級による指導)	有
③	特別支援学級	有
④	特別支援学校	有

ちなみに、「通級による指導」では、自立活動の指導が行われます。「特別支援学級」や「特別支援学校」在籍でも自立活動の指導が行われます。（「Q2」参照）

つまり、「特別支援学級」や「特別支援学校」に在籍しているということは、「通級による指導」を受けなくても、「特別支援学級」や「特別支援学校」で自立活動の指導が行われるのです。

Q 1 4 「特別支援学級」は、市内すべての学校に開設されていますか？

すべての学校に開設されているわけではありません。

→ 特別支援学級に在籍する児童生徒がいる場合、特別支援学級が開設される場合が多いです。

ただし、学級の開設については、県の管轄であるため、本市として学級の開設を確約できません。

Q 1 5 「特別支援学級」における学びのカリキュラムは、学校によって異なりますか？

学校によって異なるというわけではありません。

→ 障がいの種類や程度は、人それぞれです。ですから、自立活動の内容も人それぞれであるため、「特別支援学級」や「特別支援学校」在籍の場合、自立活動の内容や個別（小集団）での指導を考慮し、子供一人一人のカリキュラムが作成されます。

つまり、「特別支援学級」や「特別支援学校」における学びのカリキュラムは、学校によって異なるというよりも、お子さんによって異なるということになります。

Q 1 6 「特別支援学級」も「特別支援学校」も子供の実態に応じた学びのカリキュラムを編成するのであれば、どちらに就学しても同じということですか？

同じではありません。

→ 「特別支援学校」（1クラス6人以内 ※3人以内の場合もある）では、「特別支援学級」（1クラス8人以内）に比べ、より専門性の高い教育が行われます。（P 1 2参照）

Q 1 7 教育支援委員会で特別支援学級判定が出たのに、保護者としてそれを受け入れることができない場合、子供の在籍はどのようになるのでしょうか？

子供は、「通常の学級」に在籍することになります。

ちなみに、本市の場合、教育支援委員会による判定と被検査者及び保護者の選択肢を次のとおりとしています。

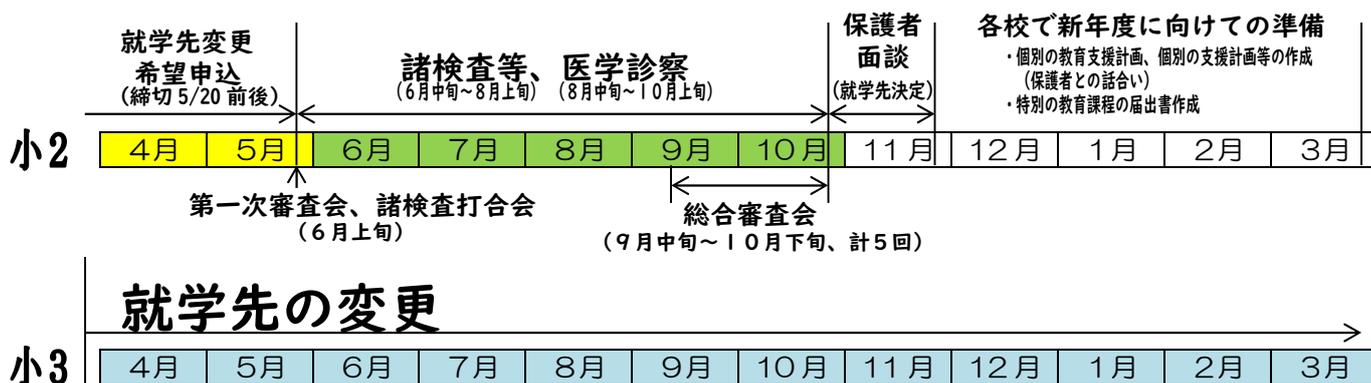
教育支援委員会による判定	被検査者及び保護者の選択肢
特別支援学校	特別支援学校、特別支援学級、通常の学級
特別支援学級	特別支援学級、通常の学級
通常の学級（通級による指導）	通常の学級（通級による指導）、通常の学級
通常の学級	通常の学級

**Q18 就学先を変更するまで、どれくらいの期間がかかるのでしょうか？**

就学先変更希望申込（総合診断依頼）をしてから、**最短約10ヶ月かかります。**

- 例1) 小学校2年生で「通常の学級」に在籍している児童が、小学校3年生から「特別支援学級」への在籍変更を希望する場合  
 例2) 小学校2年生で「特別支援学級」に在籍している児童が、小学校3年生から「通常の学級」への在籍変更を希望する場合

例1)、例2)ともに、下図のような流れで手続きが行われます。



以上より、**就学先を変更するためには、前年度に教育支援の検査等を受ける必要がある**ということになります。

**Q19 十和田市の場合、教育支援委員会による判定は1年間（翌年度まで）の効力があると聞きましたが、詳しく教えてください。**

次の例で説明します。

- 例) 年長時に「特別支援学級」判定が出たけれど、小学校1年生で「通常の学級」に在籍した子供が、小学校2年生から「特別支援学級」への在籍変更を希望する場合

Q18への回答で、就学先を変更するためには、前年度に教育支援の検査等を受ける必要があると述べました。つまり、例の場合ですと、小学校1年生の5月に就学先変更希望申込をする必要があります。しかし、小学校に入学した児童について、約1ヶ月余りで、就学先の変更をするための手続きを進めるのは、難しいケースが多いです。

そこで、十和田市では、教育支援委員会による総合診断結果に1年間（翌年度まで）の効力をもたせています。これにより、例の場合、原則本来前年度に行う教育支援の検査を行わずに就学先の変更をすることを可能としています。

※ 様々な場合が考えられ、場合に行っては適用できないこともあります。入学後、在籍校の先生に御相談ください。

Q20 小学校6年生で「特別支援学級」在籍の場合、再度教育支援の検査を受けなければならないのはどうしてですか？

小学校と中学校では、学習環境が異なります。中学校での支援の在り方や配慮等について教育支援委員会で再度検討し、その結果を教育委員会から進学先の中学校長宛に通知します。

一度、就学先を変更したら、教育支援委員会の任務が終わりというのではなく、教育支援における一貫した支援のフォローアップの観点からこのような対応を行っています。

Q21 教育支援委員会の総合診断で「通常の学級」という判定が出ることはありますか？

「通常の学級」という判定が出る場合があります。

これは、子供の障がいの程度等が法的な基準に達していない場合等です。

Q22 教育支援の検査を受けると何か不利になるのでしょうか？

教育支援の検査を受けたことで不利になることはありません。教育支援の検査は、子供が学校で適切な支援を受け、楽しい学校生活を送れるよう、準備をするために有効です。

Q23 病院に行ったら、医師にADHD（注意欠如多動症）、ASD（自閉スペクトラム症）と言われました。特別支援学級に入級させた方がよいのでしょうか？

障がいがあるからと言って、特別支援学級に入級させなければならないわけではありません。

ADHD（注意欠如多動症）やASD（自閉スペクトラム症）と医師から診断され、必要に応じて自分で適切に服薬をしたり、集団に適応したりしながら通常の学級に在籍するケースも考えられます。

その子にとって、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服するための時間（自立活動）が必要かどうかという点がポイントになります。（「Q2」参照）

Q24 子供が定期的に関係機関での支援を受けています。教育支援委員会の検査を受けた方がよいのでしょうか？

関係機関で指導を受けているからと言って、教育支援委員会の総合診断を依頼しなければならないわけではありません。

その子にとって、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服するための時間（自立活動）が必要かどうかポイントになります。（「Q2」「Q23」参照）

普段の集団の中での子供の様子をよく分かっているのは、学校（園）です。学校（園）と保護者との話合いの場を大切にしましょう。

Q25 子供が不登校です。特別支援学級に入級させた方がよいのでしょうか？

不登校の原因については、多岐にわたります。不登校だからと言って、安易に特別支援学級への在籍を考えるのは、望ましいことではありません。

特別支援学級に在籍したからと言って、登校できるようになるわけではありません。不登校の子供に対しては、心理的なケアが必要になる場合が多いです。特別支援学級への在籍を望む場合、子供がどんなことを困っているのか、学習上又は生活上の困難さを知ることが大切です。

Q26 様々な外部機関に相談したところ、一方からは「教育支援の検査を受けた方がよい」と言われ、他方からは「教育支援の検査を受ける必要はない」と言われました。どうすればよいのでしょうか？

Q23、Q24への回答同様、学校（園）と保護者とで十分に話し合う必要があります。

外部機関では、個別や小集団でのお子さんの様子は分かるかもしれませんが、集団での子供の様子については、なかなか見えてこない場合が多いものです。

一方、普段の集団の中での子供の様子をよく分かっているのは、学校（園）です。

ですから、外部機関からの助言だけに全てをゆだねるのではなく、学校（園）と保護者との話し合いの場を大切にしましょう。

Q27 教育支援の検査を受けた方がよいかどうか保護者が悩んでいます。とりあえず教育支援委員会の総合診断を依頼してもよいのでしょうか？

原則、「とりあえず教育支援委員会の総合診断を依頼してみる」という場合は御遠慮いただいております。

まずは、学校（園）として可能な支援を進め、その対応の結果等について、学校（園）と保護者とで情報を共有したり、より望ましい対応の在り方について、学校（園）と保護者と一緒に考えたりすることが大切です。そのような過程を経て、保護者が納得した上で、教育支援の総合診断を依頼するのが望ましいです。



**どんな支援をどの程度行ったのか、その結果 どうだったのかという経過を学校（園）と保護者と情報共有しておくことが大切です。**

ただし、様々なケースが考えられますので、お悩みの際は、十和田市教育委員会指導課 教育支援担当（Tel58-0183）まで御相談ください。

Q28 教育支援委員会の総合診断を依頼するに当たり、気を付けた方がよいことがあれば教えてください。

次の3点について、保護者の御理解と御協力をお願いします。

- ① 両親（保護者）の意向が同じであること
- ② 医学診察で、障がいが見られた場合に、医師から診断名等についての話があるということ
- ③ 総合診断結果では、就学先の判定が提示されること

**Q 2 9 学校見学をしたいのですが、どうすればよいのでしょうか？**

i) 特別支援学校の見学を希望する場合

直接、希望する特別支援学校に連絡をお願いします。

→Q 3 0の連絡先を御参照ください。

特別支援学校では、学習内容や児童生徒の活動の様子を知ってもらうために、随時、学校見学を受け付けています。学校見学の受け入れはもちろん、幼児から高校生までの教育相談も行っています。

ii) 小・中学校特別支援学級の見学を希望する場合

十和田市教育委員会指導課教育支援担当：TEL58-0183) に直接連絡をお願いします。

→教育委員会から、市立小・中学校に連絡をします。

(教育委員会が学校と幼児保護者及び児童保護者のパイプ役となります)

※ 学校見学では、様々な情報を得たり、直接学校に相談したりすることができます。是非御活用ください。

**Q 3 0 子供のことについて相談したいのですが、どのような相談機関がありますか？**

次のような相談機関があります。必要に応じて御活用ください。

相談機関 (例)

※令和6年12月時点

	関係機関	内 容	連絡先
1	十和田市教育委員会 教育総務課学務係	主に、小(中)学校や特別支援学校への入学・進学・転出入の手続き上のことや、障がいに関わる援助費等のことについて相談に応じます。	TEL0176-58-0182
2	十和田市教育委員会 指導課	主に、教育支援総合診断の申込みやその内容について、また、お子さんの障がいに応じた支援のあり方や学校の対応等について相談に応じます。	TEL0176-58-0183
3	こども家庭センター ※十和田市保健センター内	主に、小学校入学前のお子さんの発達状況を確認し、適切な支援が受けられるよう、相談に応じます。	TEL0176-51-6792
4	十和田市教育相談室 「トワハート」 ※十和田市教育研修センター内	主に、児童生徒について、心配なことがある場合、相談に応じます。	TEL0176-24-2400
5	青森県立八戸盲学校 青森県立八戸聾学校 ※相談支援センター内	見え、聞こえ、ことば、発達等で気になる方への相談支援を行っています。 ※詳細はホームページ参照	TEL0178-43-3962
6	青森県立七戸養護学校 教育相談	お子さんの成長に関わる悩み相談に応じます。 ※詳細はホームページ参照	TEL0176-62-2331
7	青森県立八戸第一養護学校 教育相談	身体の動かし方や運動の様子が気になる方への相談に応じます。 ※詳細はホームページ参照	TEL0178-31-5008

## 2 参考

### 通常の学級・特別支援学級・特別支援学校の違い等（令和6年12月）

	通常の学級	特別支援学級	特別支援学校
通学	原則、学区の学校に通学する。	原則、学区の学校に通学する。ただし、学区の学校に特別支援学級が開設されていない場合、他学区の学校に通学することになる場合がある。	住居から離れている場合がある。学校によっては、スクールバスによる送迎や寄宿舎を設置している。
集団の大きさ	小学校は35人、中学校は40人を標準とした1学級で編制される。 （青森県の場合、33人以下の学級編成も条件付きで認められている）	8人を1学級とした学級で編制される。	小学部と中学部は、6人で1学級である。障がいの程度によっては、3人1学級となる場合がある。
学校生活のリズム	1単位時間は、小学校45分、中学校50分が標準となっている。	1単位時間は通常の学級に合わせているが、弾力的な運用がある。	1単位時間は、小学校や中学校と同じにしているが、児童生徒の実態に応じて弾力的に運用される。
授業形態	一斉授業が中心となる。	小集団指導が中心となる。必要に応じて、交流学級での学習も計画的に行われる。	小集団と個別指導が組み合わされている。
指導内容	教科書の内容を中心としている。	各教科の指導に加えて、「自立活動」の指導を行う。	同左
教科書	当該学年の教科書を使用	知的障がい特別支援学級の場合、学年を下げた教科書や特別支援学校用の教科書の他、児童生徒の実態に応じた教科書を使用することがある。	特別支援学校用の教科書や児童生徒の実態に応じた教科書を使用することがある。
担任による指導	小学校は学級担任制である。中学校は教科担任制である。集団に対しての指導が中心となるため、一日の中で、一貫したきめ細かな配慮には限界がある。	小学校は学級担任制、中学校は教科担任制による指導が中心であることは変わらない。しかし、少人数による指導や、本人の生活・学習上の困難さに配慮した一貫した指導ができる。	特別支援学級に比べ担任数も多いため、一人一人に応じたきめ細かな指導ができる。